

産業廃棄物処理計画書

2023年 7月 6日

広島市長

提出者

住所 広島市安芸区矢野新町1丁目1-3

氏名 ヤマコー株式会社

代表取締役 山本周二

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-884-2111

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和 5 年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ヤマコー株式会社 本社工場
事業場の所在地	広島市安芸区矢野新町1丁目1-3
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	その他製造業
②事業の規模	資本金10,000千円
③従業員数	59人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	20.52	15									20.52	15								
廃油	19.755	20									19.755	20								
廃酸																				
廃アルカリ	19.832	15									19.832	15								
廃プラスチック類	52.97	50									52.97	50								
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	561.31	360									561.31	360								
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	674.387	460	0	0	0	0	0	0	0	0	674.387	460	0	0	0	0	0	0	0	0

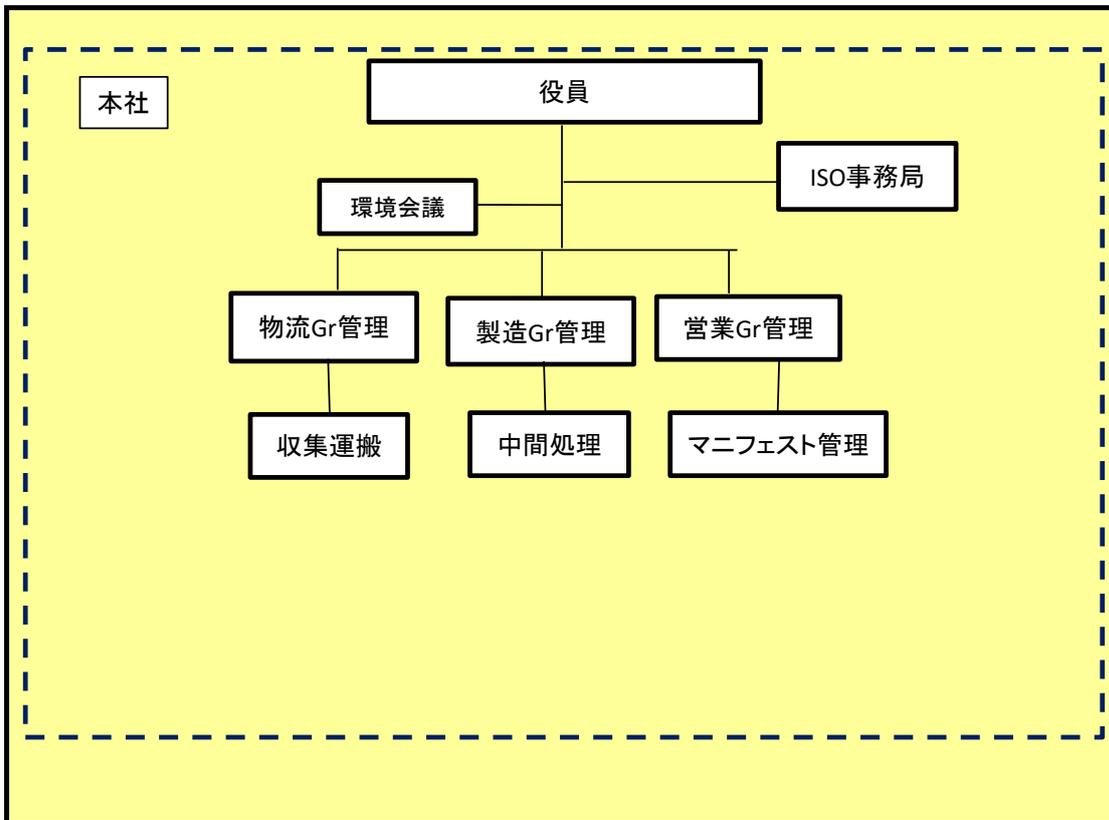
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>スクラップの排出先へ、リサイクル率アップの為、分別回収できるようにお願いをしている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>排出先へスクラップ投入用の缶を設置させてもらい、金属とその他が混ざらないようにしている。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	機械切断したあとのダストを振動選別機にかけて、鉄や非鉄金属、廃棄物に分別している。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	①の作業に係る工数を増やしてダストの処理量を増やし埋め立て廃棄物を減容化する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	工場や市中のスクラップを回収し、金属屑と廃棄物に選別して金属屑は、製鋼メーカーへ原料として出荷する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後は手選別を強化して、廃棄物の中からリサイクル可能な物を更に回収して廃棄物の減容化に努める。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	3の①と同じ。
②計画 (今後実施する予定の取組)	3の②と同じ。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>海洋投入処分は無し。埋め立て処分は3の①の最終的な廃棄物。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>3の②、4の②を継続する。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>適正に処理されているか、処分場の視察など。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>特になし。</p>